

令和 7 年

上尾市教育委員会 9 月定例会 議案

## 議 案 名

議案第 4 5 号	上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の 制定について -----	1
議案第 4 6 号	上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規 則の制定について -----	2
議案第 4 7 号	令和 8 年度当初教職員人事異動方針について -----	1 0

## 議案第 4 5 号

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について  
上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 9 日 提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校管理規則（昭和 3 2 年上尾市教育委員会規則第 5 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 1 項中「週休日」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年埼玉県条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第 2 項中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年埼玉県条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 6 条」を「条例第 6 条第 1 項（同条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「週休日」の次に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

## 提案理由

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」（令和 7 年埼玉県条例第 2 7 号）及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則」（令和 7 年埼玉県教育委員会規則 2 3 号）が施行されたため、この案を提出する。

## 議案第 46 号

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 9 月 29 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「出勤し、直ちに所定の出勤簿に自ら押印しなければならない」を「出勤しなければならない」に改める。

第 8 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「第 1 号様式の 3 による職務専念義務免除願をもって」を「勤務管理システムにより」に改める。

第 10 条第 1 項中「第 2 号様式による年次休暇簿」を「勤務管理システムにより」に、「第 2 号様式の 2」を「第 2 号様式」に改め、同条第 2 項中「第 2 号様式の 3 による休暇願をもって」を「勤務管理システムにより」に、「第 12 条第 1 項第 21 号」を「第 12 条第 1 項第 22 号」に改め、同条第 3 項中「病気休暇簿（第 2 号様式の 4）」を「第 2 号様式の 2 による病気休暇簿」に改め、同条第 4 項中「願出」を「願出」に改め、同項第 1 号中「週休日」の次に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加え、同条第 6 項中「第 2 号様式の 5」を「第 2 号様式の 3」に改め、同条第 7 項中「第 12 条第 1 項第 24 号」を「第 12 条第 1 項第 25 号」に、「第 2 号様式の 6」を「第 2 号様式の 4」に改める。

第 13 条（見出しを含む。）中「願出」を「願出」に改める。

第 15 条第 2 項中「休職願」を「当該休職願」に改める。

第 16 条第 2 項中「復職願」を「当該復職願」に改める。

第 17 条中「毎に」を「ごとに」に改める。

第 17 条の 7 第 1 項中「修学部分休業承認申請書（第 7 号様式の 10）」を「第 7 号様式の 10 による修学部分休業承認申請書」に改める。

第17条の8第1項中「修学状況変更届（第7号様式の11）」を「第7号様式の11による修学状況変更届」に改める。

第17条の9中「修学部分休業取消申請書（第7号様式の12）」を「第7号様式の12による修学部分休業取消申請書」に改める。

第17条の10第1項中「高齢者部分休業承認申請書（第7号様式の13）」を「第7号様式の13による高齢者部分休業承認申請書」に改める。

第17条の11第1項中「高齢者部分休業変更承認等申請書（第7号様式の14）」を「第7号様式の14による高齢者部分休業変更承認等申請書」に改める。

第17条の12第1項中「自己啓発等休業承認申請書（第7号様式の15）」を「第7号様式の15による自己啓発等休業承認申請書」に改める。

第17条の13第1項中「自己啓発等休業状況報告書（第7号様式の16）」を「第7号様式の16による自己啓発等休業状況報告書」に改める。

第17条の14中「配偶者同行休業承認申請書（第7号様式の17）」を「第7号様式の17による配偶者同行休業承認申請書」に改める。

第17条の15中「配偶者同行休業状況報告書（第7号様式の18）」を「第7号様式の18による配偶者同行休業状況報告書」に改める。

第20条中「第9号様式の」を「第9号様式による」に改める。

第22条第1項中「もっぱら」を「専ら」に改める。

第25条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第1号様式の3を削る。

第2号様式から第2号様式の4までを次のように改める。

第2号様式(第10条関係)

年 月 日

〔校長は教育長宛  
所属職員は校長宛〕様

学校名 職名

氏 名

休 暇 届

私は、下記のとおり休暇を受けたいので、お届けします。

記

- 1 休暇の種類
- 2 期 間
- 3 連 絡 先

(備考) 医師又は助産師の証明を添えること。

第2号様式の2(第10条関係)

年 分 病 気 休 暇 簿

職名		氏名		承認		承 認		期 間		期 間 の 連 続 性		理 由		明 備 考	
承認 月日	申請 月日	決裁 権者		承認 月日	承認 月日	月	日	時	分	日	時	日	有	無	
・	・					月	日	時	分	日	時	日	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分	日	時	日	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分	日	時	日	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分	日	時	日	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分	日	時	日	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分	日	時	日	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分	日	時	日	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分	日	時	日	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分	日	時	日	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
・	・					月	日	時	分	日	時	日	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

備考 1 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

2 「期間の連続性の有無等」の欄には、今回の申請に係る特定病気休暇(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第3項第1号から第3号までに掲げる場合以外の場合)における病気休暇をいう。以下同じ。)の期間と前回までの特定病気休暇の期間が連続する場合(連続するものとみなされる場合を含む。)に該当するかについてその有無を記入し、これに該当するときは今回の申請に係る特定病気休暇の日数と前回までに使用した特定病気休暇の日数を合計した日数(当該療養期間中の週休日等の日数を含み1日以外を単位とする特定病気休暇を申請する日又は使用した日については、これらの日を1日として算出した日数)を記入すること。

第2号様式の3(第10条関係)

要介護者の状態等申出書	
年 月 日	
〔 校長は教育長宛 所属職員は校長宛 〕	様
学校名 氏 名	職名
1 要介護者に関する事項	
(1) 氏名	
(2) 職員との続柄	
(3) 職員との同居又は別居の別 □同居 □別居	
(4) 介護が必要となった時期 年 月 日	
2 要介護者の状態	
3 備考	
注1 「1(4) 介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。	
注2 「2 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるよう、具体的に記入する。	

第2号様式の4(第10条関係)

ボランティア活動計画書	
	学校名 職名
	氏名
1 活動期間	
	年 月 日 ~ 年 月 日
2 活動の種類	
	<input type="checkbox"/> 被災者への支援活動 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設等における活動 <input type="checkbox"/> その他
3 活動場所	
	施設名等 _____
	所在地 _____
	電 話 _____ ( ) _____
4 具体的な活動内容	
5 仲介団体等の有無及び団体名	
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	団 体 名 _____
	電 話 _____ ( ) _____
6 備考	
	<p>注1 「3 活動場所」及び「4 具体的な活動内容」については、当該活動が仲介団体等(社会福祉協議会等主として活動の仲介を行っている団体のほか、自らも活動主体となって活動を行う団体も含まれる。)を通じたものであり、当該仲介団体等による証明が得られる場合には、適宜記入を省略して差し支えない。</p> <p>2 「3 活動場所」は、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名、住所等を記入する。</p> <p>3 「6 備考」は、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等を通じないで行う場合に、その者の状態について記入する。</p>

第 2 号様式の 5 及び第 2 号様式の 6 を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の上尾市立小・中学校職員服務規程（以下「新規程」という。）第 7 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出勤について適用し、施行日前の出勤については、なお従前の例による。

3 新規程第 8 条第 3 項の規定は、施行日以後に承認を受けようとする職務に専念する義務の免除について適用し、施行日前に承認を受けようとする職務に専念する義務の免除については、なお従前の例による。

4 新規程第 1 0 条第 1 項の規定は、施行日以後に受けようとする年次休暇又は産前産後の休暇について適用し、施行日前に受けようとする年次休暇又は産前産後の休暇については、なお従前の例による。

5 新規程第 1 0 条第 2 項の規定は、施行日以後に受けようとする特別休暇（産前産後の休暇を除く。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に受けようとする特別休暇については、なお従前の例による。

6 新規程第 1 0 条第 4 項の規定は、施行日以後に承認を受けようとする病気休暇について適用し、施行日前に承認を受けようとする病気休暇については、なお従前の例による。

7 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の上尾市立小・中学校職員服務規程の様式による書類は、新規程の様式によるものとみなす。

## 提案理由

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」（令和7年埼玉県条例第27号）及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則」（令和7年埼玉県教育委員会規則23号）が施行されたこと及び服務に係る内容の一部が勤務管理システムに移行したことに伴い、上尾市立小・中学校職員服務規程の一部改正を行いたいので、この案を提出する。

## 議案第 47 号

令和 8 年度当初教職員人事異動方針について

令和 8 年度当初人事異動方針について、下記のとおり定める。

令和 7 年 9 月 29 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

令和 8 年度当初教職員人事異動の方針

令和 7 年 9 月 日

上尾市教育委員会決定

### 1 基本方針

埼玉県教育委員会の「令和 8 年度当初教職員人事異動方針について」に基づき、適正な異動を推進する。

- (1) 本市教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢<sup>てき</sup>し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本市教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 本市教育水準の向上を図るため、全市的視野から長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全市的視野から適切な配置に努める。

### 2 退職

- (1) 定年退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところによるものとする。
- (2) 勸奨退職については、学校職員勸奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。

令和7年度、退職の勧奨は原則行わない。ただし、勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応する。

### 3 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。
  - ア 同一校在職3年未満の者
  - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
  - ウ 休職中の者
- (4) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (5) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (6) 過員を調整するための異動については、優先して行う。また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (7) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (8) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (9) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (10) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (11) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

## 提案理由

令和8年度県費負担教職員に係る当初人事異動の実施に当たり、計画的に適正な人事異動を推進するため、基本方針を定めたいので、この案を提出する。